

【マイカー通勤】

取組 No.	取組措置	取組措置の事例
1	マイカー通勤に係る重点目標の設定	交通安全・交通事故防止の観点で、交通安全講話(2回/年)を実施。 不定期ではあるが、上記講話の中でエコドライブの啓蒙を推進。
2	公共交通機関への転換の推進	
2-(1)	公共交通機関利用の啓発	<p>新入社員受入時に、最寄駅⇄事業所間の送迎バス利用を啓蒙(最寄駅及び事業所構内の送迎バスの発車時刻・乗降場所の案内等資料配布)する。</p> <p>徒歩通勤者や出張者に対しバス運行時刻表をイントラに公開した。</p>
2-(2)	送迎バス等の運行	<p>最寄駅⇄事業所間で従業員通勤用の送迎バス(CNG車)の運行を委託しており約15%の従業員が利用中。 公共交通機関利用を促進している。</p> <p>所属する工業団地工業会の共同運行バス(CNGバス)の利用を推奨。</p>
2-(3)	公共交通機関利用者への優遇策	<p>交通費について、公共交通機関利用者には原則実費支給しており、自家用車利用時には実際より低い金額設定としている。</p> <p>車両通勤から電車・バス・自転車・徒歩通勤に変更した社員に社内ポイントを付与する。</p>
3	自転車への転換の推進	
3-(1)	自転車の安全利用の促進	<p>自転車通勤者に対し、自転車安全運転マニュアルを配布したり、自転車安全運転講習会を開催したりする。</p> <p>敷地内での自転車専用レーンの整備。</p>
3-(2)	利用しやすい駐輪場の設置・維持管理	事業所内に複数箇所の駐輪場を設置し、作業場までの移動距離と移動時間を駐車場よりも短縮させる。
3-(3)	更衣室等自転車通勤者向け設備の設置・維持管理	電動空気入れを配備し、個人用ロッカーや職員用更衣室を整備している。
3-(4)	自転車通勤者への優遇策	<p>マイカー通勤から自転車通勤への変更後も交通費を削減しない。</p> <p>車両通勤から電車・バス・自転車・徒歩通勤に変更した社員に社内ポイントを付与する。</p>
4	時差通勤の実施	<p>シフト勤務、フレックス制度、裁量労働制を導入している。</p> <p>出勤8:00(実質7:30)、退勤16:30と近隣企業より30分早目設定。</p>

取組 No.	取組措置	取組措置の事例
5	在宅勤務の推進	在宅勤務制度あり。
6	エコ通勤の推進	
6-(1)	自家用自動車の通勤手当及び許可基準等通勤制度の見直し	片道2km以上の徒歩通勤者に対しても通勤手当支給実施。 3キロ圏内のマイカー通勤者は通勤費の支給を制限、公共の交通手段を推奨。 マイカー通勤の申請・承認制度。
6-(2)	従業員用駐車場の有料化又は駐車場台数の削減	H26年4月より駐車場料金の月額を上げることによって利用台数の抑止に努めた。 委託業者についてはH25年9月より、駐車場の有料化を実施し利用台数の抑止に努めた。
6-(3)	ノーカーデーの実施	毎月ノーカーデーを設けて、各課ごとの実施状況を報告させる。 毎月第3金曜日をノー残業ノーマイカーデーとし、自動車の自粛を呼びかけている。
6-(4)	エコ通勤キャンペーン等啓発活動の実施	ノーカーデー(月1回)を毎月実施した人は、景品がもらえるキャンペーンを実施。
7	エコドライブの推進	
7-(1)	エコドライブの啓発	トップによるエコドライブ継続取組の表明のほか、エコドライブ普及のためのチラシを配布しエコドライブの実践を促す。 通勤許可証の裏面に「エコドライブ10のすすめ」等を記載し、エコドライブの意識付けを実施する。
7-(2)	エコドライブ研修の実施	交通安全推進委員を組織し、全従業員に対して安全運転講習を実施し、シュミレーターを用いたエコドライブの技術評価を行っている。 外部講師を招き各課のエコ推進スタッフ(環境配慮推進担当)に受講してもらう。
8	低燃費車の利用促進	
8-(1)	低燃費車の購入支援等	ハイブリット車購入者への謝礼増額。
8-(2)	低燃費車利用者への優遇策	ワークスペース・チャージング制度(ガソリン代支給・充電器を無償で使用可) 通勤用車両として「九都県市指定低公害車」を利用している社員に社内ポイントを付与する。
9	その他の必要な取組(注)	

(注) 従業員が通勤時に使用する自動車から排出されるCO2を抑制するための取組に限る